

## 地域力創造グループの施策等について④

---

令和2年1月24日  
自治行政局国際室

# 「地域における多文化共生推進プラン」の改訂に向けた取組

～「多文化共生の推進に関する研究会」の開催～

## 1. 開催趣旨

- 総務省では、平成18年(2006年)3月に、地方公共団体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「**地域における多文化共生推進プラン**」(以下「総務省プラン」という。)を策定・周知。その後、「特定技能」等新たな在留資格の創設、在住外国人の大幅な増加など、多文化共生施策を取り巻く状況は大きく変化。また、訪日外国人旅行者数も、昨年、過去最多を記録。
- こうした中、平成30年(2018年)12月に「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」(関係閣僚会議決定)が取りまとめられ、令和元年(2019年)12月には**同総合的対応策が充実される形で改訂**(関係閣僚会議決定)されるなど、政府全体で取り組む動き。
- 地方公共団体においては、多文化共生社会の推進に関する指針・計画等を改訂し、地域社会への参加・自立等新たな視点を盛り込む動きがある一方、指針等が未策定となっている団体も多く見られる状況。
- こうした状況を踏まえ、地域において外国人に対して行政サービスを提供する主体となる**地方公共団体におけるこれまでの取組を振り返りつつ、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランの改訂に向けた検討を行うため、本研究会を開催**。(令和元年11月から令和2年8月頃までを予定)

## 2. 主な検討内容

次に掲げる内容について、地方公共団体や民間事業者、関係府省からヒアリングを行いながら、地方公共団体における取組の検証、総務省プラン改訂に向けた議論を行う。

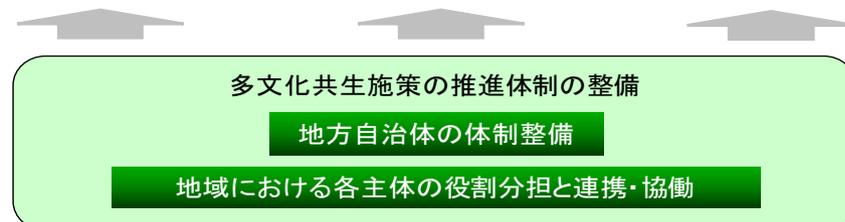
- ①コミュニケーション支援 (ICT技術の活用)
- ②生活支援 (防災、日本語教育その他)
- ③多文化共生の地域づくり、推進体制整備 等

## 3. 研究会構成員等一覧

大泉 貴広	(公財)宮城県国際化協会総括マネージャー
金森 孝治	福岡県苅田町防災・地域振興課長
新谷 秀樹	岡山県総社市市民生活部長
田村 太郎	(一財)ダイバーシティ研究所代表理事
西 和一	群馬県企画部外国人活躍推進課長
長谷部 美佳	明治学院大学教養教育センター准教授
前田 真子	札幌市総務局国際部長
八木 浩光	(一財)熊本市国際交流振興事業団事務局長
山脇 啓造	明治大学国際日本学部教授【座長】
横田 宗親	(一財)自治体国際化協会多文化共生部長 (五十音順)

※研究会事務局:自治行政局国際室

### <参考1>「地域における多文化共生推進プラン」(H18.3)概要



【指針・計画の策定状況】都道府県98% 指定都市100% 市区町村45%(H31.4現在)

### <参考2>「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」(抄)

(令和元年12月20日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

総務省において策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、総合的対応策も踏まえつつ、令和2年に改訂を行い、地方公共団体における多文化共生の推進に関する計画の策定を促進し、着実な施策の推進を図る。

我が国に在留する外国人は近年増加(283万人)、我が国で働く外国人も急増(146万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)  
 ⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進するため、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。  
 令和元年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂(172施策)。引き続き、関係省庁で連携し、着実に実施するとともに、今後も対応策の充実を図る。

令和元年12月20日  
 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取(地方公共団体との継続的な意見交換)、受入環境調整担当官の体制整備により、総合的調整機能を強化

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等

- **地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援**(介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等)

- 地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進

- **地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援**(優良事例の収集・横展開等)

(2) 特定技能試験の円滑な実施等

- **技能試験の受験機会の拡大等**(短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底)

- 特定技能試験及び日本語試験についての周知方法の充実(法務省ホームページにおいて最新情報を多言語で一元的に提供。関係機関のホームページの多言語化)

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査の厳格化

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する国際交流基金日本語基礎テストの実施の推進
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実、在外公館等と連携した特定技能に係る正確かつ効果的な広報の実施

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- **一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等**(交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等)

- 入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した「**外国人共生センター(仮称)**」の設置(地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等)

- 安全・安心な生活・就労のための「生活・就労ガイドブック」(14か国語と「やさしい日本語」)の作成・活用

- **やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成**

- **多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組**

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- **地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援**(優良事例の収集・横展開等)(再掲)

- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備

- 地域の拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置・院内の多言語化の支援

- 医療費不払い等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いを抑制

- 入国前結核スクリーニングの適切な実施

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、緊急地震速報や国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(14か国語対応)

- 三者間同時通訳による「119番」の多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- **運転免許取得等に係る多言語化の要請**(学科試験、外国の運転免許からの切替手続等)

- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応

- 消費生活センター等(消費者ホットライン188番)、法テラス、人権擁護機関、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(やさしい日本語含む14言語対応)

- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- **金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備**(14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等)

- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

### (3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- 夜間中学の設置促進とその教育活動の充実
- 「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準等の作成
- 日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の整備
- 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力の評価支援（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）

### (4) 外国人の子供に係る対策

- 保育所等における外国人児童に対する適切な支援を推進
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）
- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と日本語指導補助者・母語支援員等の配置への支援
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育等を行う自治体への支援

### (5) 留学生の就職等の支援

- 日本の大学を卒業した留学生の就職機会の拡大のための特定活動告示（第46号）の周知
- 秋卒業者の国内就職促進（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）
- 調理又は製菓の専修学校を卒業する等した留学生が就職できる業務の幅が拡大された「日本の食文化海外普及人材育成事業」の普及
- 中小企業等に就職する際の在留申請手続における更なる提出資料の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等
- 留学生の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実
- 地方企業に対しても就職から活躍までのきめ細やかな支援を迅速かつ効率的に提供するため、専門家を全国に配置
- インターンシップのマッチング及び日本企業での就職に関心を持つものを対象とした国内外でのジョブフェア等の情報提供の実施
- 留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）
- インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知

### (6) 適正な労働環境等の確保

#### ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署・ハローワークの体制整備、外国人技能実習機構の現地検査能力の強化
- 「外国人労働者相談コーナー」、「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」における多言語対応の推進・相談体制の拡充（14か国語対応）
- 技能実習生に対して新たに周知すべき情報等の随時提供を可能にするため、入国時に配布している技能実習生手帳についてアプリ化
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成

### ② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進（14か国語対応）と地域における再就職支援、定住外国人向け職業訓練の実施
- 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識習得を目的とした研修事業について、実施地域及び対象者数を拡充

### (7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

## 新たな在留管理体制の構築

### (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入れ企業等による在留資格手続のオンライン申請の対象の拡大（在留資格認定書交付申請、在留資格変更許可申請、就労資格証明書交付申請等）、標準処理期間の励行
- マイナンバーカードの円滑な取得・更新、在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討

### (2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省において、外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握のため、情報共有を推進するためのオンライン連携の検討
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁における出入国及び在留管理体制の強化

### (3) 留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入を認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

### (4) 技能実習制度の更なる適正化

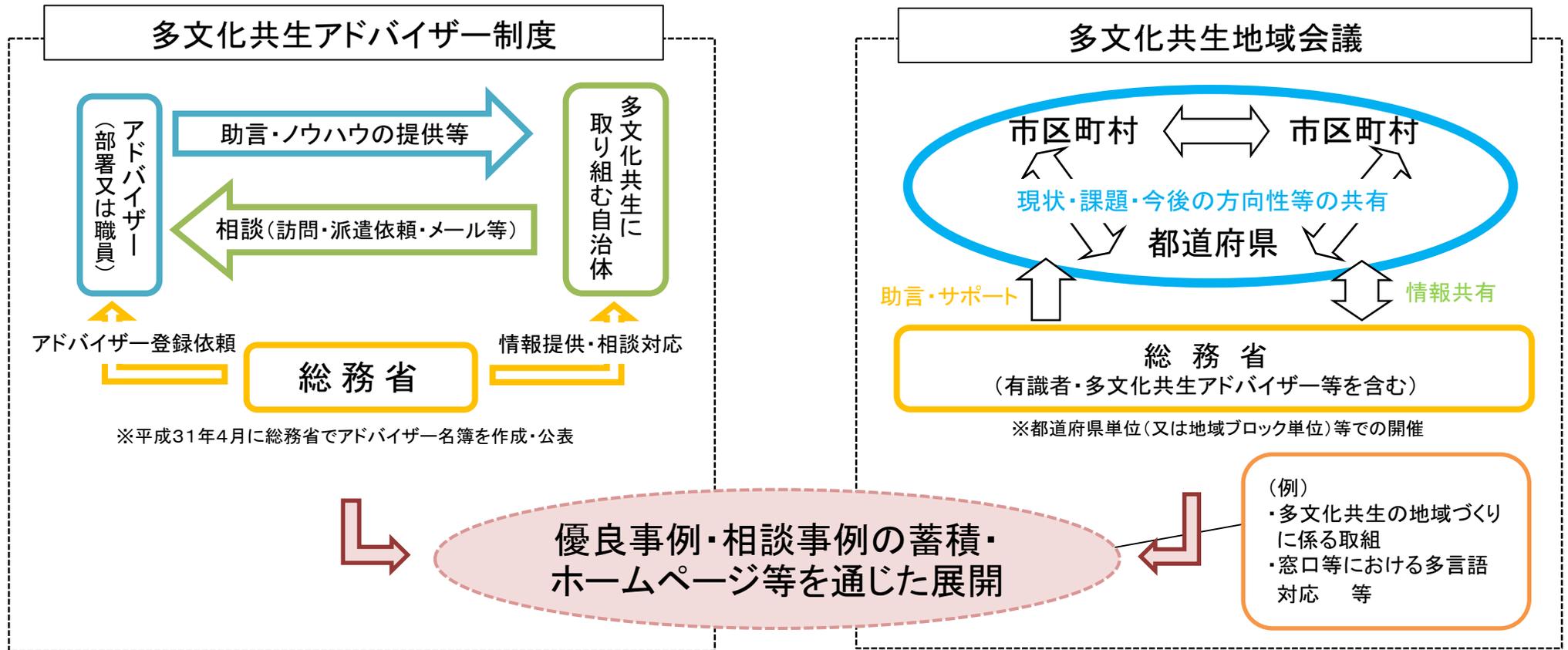
- 外国人技能実習機構の現地検査能力の強化のため、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有
- 不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性などについて、技能実習生に直接周知する方策を検討
- 技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知

### (5) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底
- 仮放免の身元保証人に係るより慎重な適性審査の実施及び仮放免を認める際の保証金の金額設定の適正化
- 国際移住機関（IOM）による帰国支援プログラムを活用し、送還忌避者を翻意させ自主的な出国を促進するための取組を充実
- 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討

# 地域における多文化共生に係る取組の優良事例の展開

- 令和元年度から、先進的な地方自治体の取組を横展開し、全国的に市区町村レベルでの取組を一層加速させていくため、「多文化共生アドバイザー制度」、「多文化共生地域会議」の施策を実施。
- これらに要する経費の一部について地方財政措置(P. 6)。



# 「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成

## 1. 背景・経緯

- 平成28年に総務省において「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(平成28年12月)で、2020年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するコーディネーターの配置が提示。
- 「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」(平成29年度)において議論。
- 上記検討会での議論を踏まえ、令和2年を目途に、まずは都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」を平成30年度から実施。

## 2. 令和元年度における養成研修

日程: 令和2年2月5日(水)～6日(木) 場所: 総務省自治大学校 ※既に募集は終了

対象: 地方自治体、地域国際化協会等の職員で、以下のいずれかの要件を満たす者

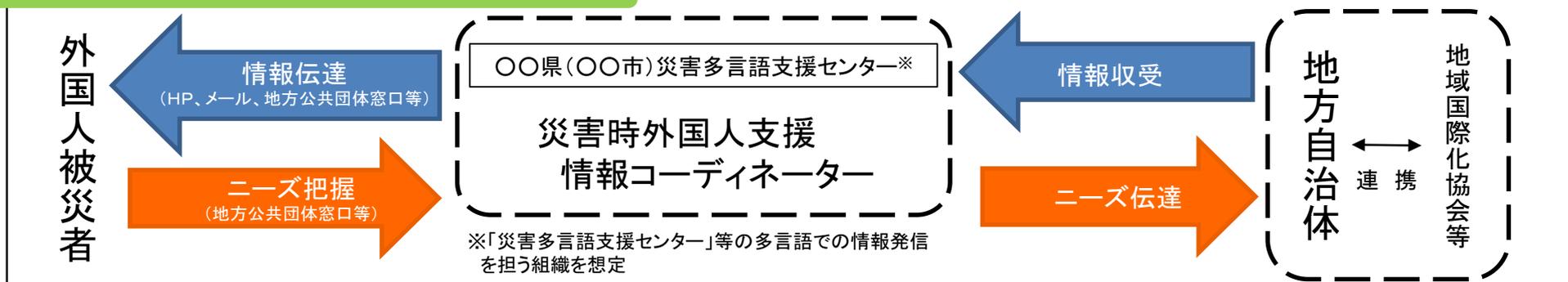
- ・災害対応経験を有し、今後、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う業務を担う可能性がある者
- ・全国市町村国際文化研究所(JIAM)及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)共催「災害時における外国人への支援セミナー」修了者

受講経費: 無料(ただし、旅費、宿泊費、食費は自己負担)

【参考】平成30年度「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」

日程: 平成31年2月21日(木)～22日(金) 場所: 総務省自治大学校 参加者: 57名

## <参考>コーディネーターの主な役割(イメージ)



# 地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和元年12月20日改訂(関係閣僚会議決定))が改訂され、それらも踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要がある。
- このため、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

＜地方単独事業分＞ ※①、②は令和元年度から措置、③、④は令和2年度から新たに措置

措置項目	地財措置
① 行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器(タブレット端末等)の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
② 先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費(旅費等)、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③ 地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
④ 災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け防災訓練や災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	

＜国庫補助事業分＞ ※令和元年度から措置

措置項目	地財措置
⑤ 一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金(法務省所管)を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】外国人受入環境整備交付金の措置概要(R2当初予算案：12億円) 対象団体：全地方公共団体 対象経費：一元的相談窓口体制の整備・運営に要する経費 交 付 額：整備費 必要経費の10/10(限度額は外国人住民数に応じて設定) 運営費 必要経費の1/2(同上)	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置

(参考) 上記のほか、普通交付税の包括算定経費(国際化推進対策費)において、在住外国人支援等に要する経費を措置(県分・市町村分)

## CIR(国際交流員)について

- ・高い日本語能力(N2以上)を有する人材を選考し、これまで国際交流関係事務、地域住民の異文化理解のための交流活動等の業務に従事
- ・近年では、**インバウンド対策**や**海外販路開拓**、**多文化共生等**の業務分野においても従事するケースも出てきており、一層の活用(令和元年度:275自治体等が任用、42か国、514人)



外国人観光客に清酒を勧める  
イギリス人CIR(兵庫県伊丹市)



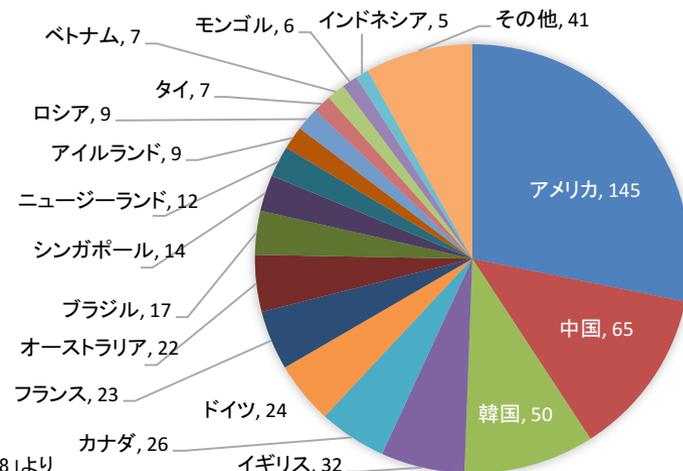
海外の旅行会社との商談会に臨む  
カナダ人CIR(兵庫県豊岡市)



小学校での母語教室で子どもたちと触れ合う  
ブラジル人CIR(滋賀県彦根市)

※各事例は「国際交流院(CIR)活用事例集2018」より

〈JET-CIRの国別参加状況(R円)〉



## SEA(スポーツ国際交流員)について

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツを通じた国際交流の機運が高まっていることから一層の活用(令和元年度:11自治体等が任用、9か国、13人)

## ALT(外国語指導助手)について

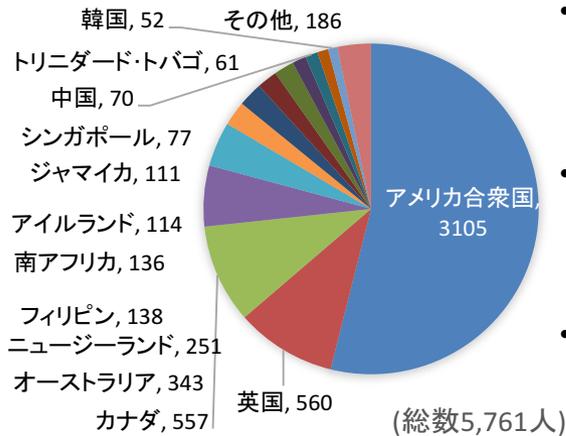
- ・小学校・中学校・高等学校の**外国語活動**や**外国語科の授業**等で活躍(令和元年度:1,005自治体等が任用、30か国、5,234人)
- ・新学習指導要領の実施(小学校は令和2年度より、中学校は令和3年度より全面実施。高等学校は令和4年度より年次進行で実施。)を踏まえ、一層の活用

# J E Tプログラム ("The Japan Exchange and Teaching Programme")

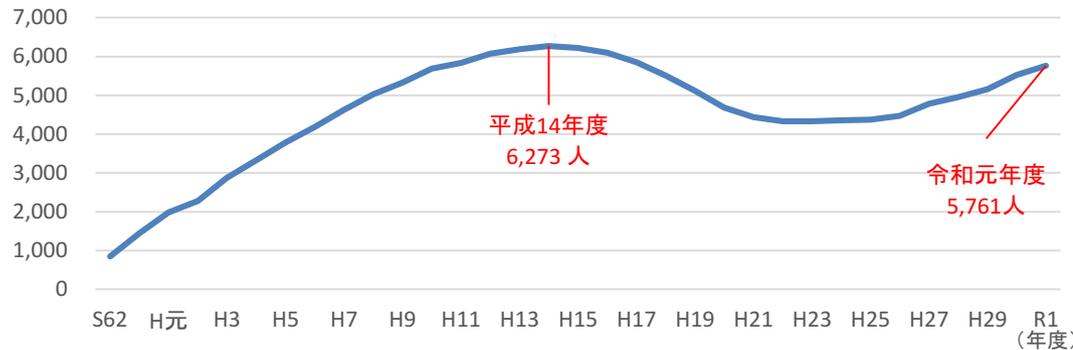
JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際業務に活用するプログラム  
 ⇒令和元年で**設立33年**：累計で世界75か国から約70,661人の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**  
 ⇒**小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給**

## (1) 令和元年度の状況

### ◆ 招致国別の内訳



### ◆ 招致人数の推移



※令和元年度招致人数は、「令和元年度語学指導等を行う外国青年招致事業」の参加者数(R1.7.1時点)

### ◆ 職種別内訳

- **ALT** (Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : **5,234人**  
 ⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR** (Coordinator for International Relations: 国際交流員) : **514人**  
 ⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA** (Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : **13人**  
 ⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

## (2) 地方財政措置

### ◆ 都道府県

(金額は令和元年度)

- **地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置**※1  
 (標準団体(人口170万人)の場合、約2億4千万円(JETプログラムコーディネーター※2に係る経費の地方交付税措置含む。))
- **私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置**  
 (算定：地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

### ◆ 市町村

- **地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置**※1  
 (標準団体(人口10万人)の場合、120万円+JET参加者数×482万円)※1
- **JETプログラムコーディネーター※2に係る経費について、特別交付税措置**  
 (算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※1 R元年度より、JET参加者の任用に要する経費(一人当たり)に係る普通交付税措置額(590万円)について602万円に増額。

※2 プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28～特別交付税措置(市町村分))

#### <業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

## (3) その他

JET参加者のサービスの宣誓については、「JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行に係るQ&Aについて」(令和2年1月20日付三省通知)を参考に対応

## (1) 背景

- 平成30年5月～令和元年6月、人的交流の拡大に向けた方策の一つとして、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」（「日露交流年」）を相互開催。
- 令和元年6月、日本国外務省及びロシア連邦経済発展省の間で、政治、経済、文化、科学、教育、青年、スポーツ、自治体間交流などの分野における日露の地域交流の一層の進化及び発展等を目指し、「日露地域・姉妹都市交流年」（令和2年（2020年）～令和3年（2021年））の開催に係る覚書を締結。※令和2年前半に北海道で開会式を開催予定
- 総務省としても、両国の自治体間交流における新規の交流開始や既存の交流拡大等に向け、先進的な日露交流事業に係る地方自治体への委託事業を実施しており、「日露地域・姉妹都市交流年」における交流を後押し。

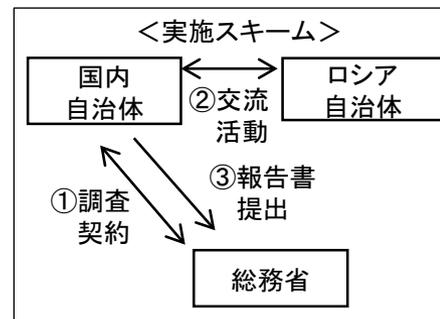
## (2) 事業の概要

- 新規交流事業（新たな自治体間交流の開始に係る事業）  
：上限5百万円
- 交流拡大事業（既存の交流自治体と新たな観点で交流する事業）  
：上限3百万円

※新規か拡大かは、自治体間交流に係る協定や覚書等の締結状況により判断

### ■ 対象経費

- 交流開始に向けた調整等に係る現地訪問に要する経費（旅費、通訳費等）
- 交流イベント等の開催に要する経費（会場・備品費、広報費等）
- 通信運搬費、報告書作成費 等



## 参考

### ■ これまでの活用実績：

- 平成29年度：5事業（新規交流4事業、交流拡大1事業）
- 平成30年度：7事業（新規交流5事業、交流拡大2事業）
- 令和元年度：7事業（新規交流4事業、交流拡大3事業）

### ※ 令和元年度事業実施団体

栃木県（カルーガ州）、石川県（タタリスタン共和国）、  
静岡県（ノヴゴロド州）、京都府（レニングラード州）、  
山口県（クラスノダール地方）、横浜市（サンクトペテルブルグ市）、  
大阪市（サンクトペテルブルグ市）

### ■ 日露間の姉妹都市交流の状況：47件

## (1) 背景

- 安倍総理による中南米諸国訪問(平成26年及び28年)を契機に、政府内で中南米地域との交流に向けた取組を推進
  - 官邸に「中南米経済・文化交流促進会議」を設置(議長:岡田内閣官房副長官)
  - 「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」(外務省設置)において、地方公共団体と中南米日系社会との連携強化のための施策を含めた今後の具体的対応策等について提言(平成29年5月)

## (2) 事業の概要

- 中南米諸国における自治体ゆかりのコミュニティの新たな担い手育成に向け、若い世代の日系人や留学・就業経験等により日本と関係のある現地人材との交流を強化・促進するための調査を、地方自治体に委託して実施

【対象事業】(一事業あたり上限5百万円)

地方自治体が実施する県人会等への若い世代の加入促進などの県人会等の活動の活性化・持続化を図る取組

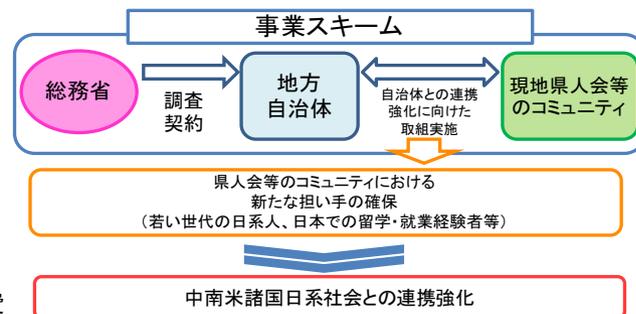
【具体例: 中南米諸国での県人会への加入促進に向けたPRイベントの実施  
県人会の若手会員や現地の若い世代の日系人の招聘 等】

### 【対象経費】

- ・会場費
- ・広報費
- ・車両借上料
- ・通訳料
- ・旅費(※) 等

※事業の実施に不可欠な  
スタッフや参加者に係る旅費

### 【事業スキーム図】



## 参考

- これまでの活用実績:
  - 平成30年度:5事業 令和元年度:5事業(※)
  - ※令和元年度採択団体  
福島県、栃木県、富山県、静岡県、大阪市
- 政府方針における位置付け:
  - 成長戦略(令和元年6月21日閣議決定)(抄)
    - 2019年に開始された日系四世の受入れ制度も念頭に、中南米諸国などの若手日系人の活力を日本経済・社会に取り込むため、招へい事業の推進等を通じた訪日の促進、来日前後での日本語教育等を通じた受入環境整備
    - 地方公共団体等とも連携した、日系社会とのネットワーク強化のための施策等の推進